

## 食品に残留する農薬等の成分である物質の試験法における 「同等以上の性能を有する試験法」の取扱いについて

### 1. 概要

- 食品に残留する農薬等の成分である物質については、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下、「告示」という。）第1食品の部 A 食品一般の成分規格に、一般規則が定められている。
- 告示の一般規則 5から7で不検出とされるものについては、それぞれの試験法（以下、「告示試験法」という。）が告示において定められており、それ以外の代替試験法は認められていない。
- 一方、告示の第1食品の部 D 各条の ○ 穀類、豆類及び野菜（不検出の場合を含む）においては、告示試験法のほか、告示に「掲げる試験法と同等以上の性能を有すると認められる試験法」によることができるとされている。
- 試験法を緊急時や加工食品等の食品の多様性に対応できるものとし、また、進歩する分析技術に対応した試験法の利用も可能にするため、告示試験法として「掲げる試験法と同等以上の性能を有する試験法」を追加することとしたい。
- 試験法の採用に当たっては、厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知「食品中に残留する農薬等に関する妥当性評価ガイドラインについて」（平成19年11月15日付け食安発第1115001号）を適用することとし、これにより「同等以上の性能を有する試験法」であることを評価することとする予定。
- なお、試験法の検出限界については、厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第11条3項の施行に伴う関係法令の整備について」（平成17年11月29日付け食安発第1129001号）により示されており、今回の告示改正により、検出限界値を変更するものではない。

### 2. 今後の方針

食品安全委員会の了解を得た上で、告示の改正について、所要の手続きを進めることとする。

○食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月 厚生省告示第370号）

（傍線部分は 改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第1 食品</p> <p>A 食品一般の成分規格</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 (1)の表に掲げる農薬等(農薬取締法(昭和23年法律第82号)第1条の2第1項に規定する農薬、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第2条第3項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料(同条第2項に規定する飼料をいう。)に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物又は薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものをいう。以下同じ。)の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。)は、食品に含有されるものであつてはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、食品は(3)から(18)までに規定する試験法によつて試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであつてはならない。</p>	<p>第1 食品</p> <p>A 食品一般の成分規格</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 (1)の表に掲げる農薬等(農薬取締法(昭和23年法律第82号)第1条の2第1項に規定する農薬、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第2条第3項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料(同条第2項に規定する飼料をいう。)に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物又は薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものをいう。以下同じ。)の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。)は、食品に含有されるものであつてはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、食品は(3)から(17)までに規定する試験法によつて試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであつてはならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>(1)～(17) (略)</p> <p><u>(18) (3)から(17)までに掲げる試験法と同等以上の性能を有する試験法</u></p> <p>6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであつてはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から<u>(11)</u>までに規定する試験法によつて試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであつてはならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) (3)から(10)までに掲げる試験法と同等以上の性能を有する試験法</u></p> <p>7 6に定めるもののほか、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであつてはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に</p>	<p>(1)～(17) (略)</p> <p>6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであつてはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から<u>(10)</u>までに規定する試験法によつて試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであつてはならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>7 6に定めるもののほか、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであつてはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に</p>

改 正 案	現 行
<p>掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(9)までに規定する試験法によつて試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであつてはならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>(3)から(8)までに掲げる試験法と同等以上の性能を有する試験法</u></p>	<p>掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(8)までに規定する試験法によつて試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであつてはならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>